（建築動態統計調査規則の一部改正）

**第二条**　建築動態統計調査規則（昭和二十五年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （着工調査の調査事項） | （着工調査の調査事項） |
| **第六条**　着工調査は、次に掲げる事項について行う。 | **第六条**　着工調査は、次に掲げる事項について行う。 |
| 一　建築物着工統計調査 | 一　建築物着工統計調査 |
| (一)～(五)　（略） | (一)～(五)　（略） |
| (六)　工事部分の構造 | (六)　構造 |
| (七)・(八)　（略） | (七)・(八)　（略） |
| (九)　新築工事の場合における階級（地上の階数、地下の階数の別） | (九)　新築の場合における階級（地上の階数、地下の階数の別） |
| (十)　（略） | (十)　（略） |
| (十一)　工事部分の床面積の合計 | (十一)　床面積の合計 |
| (十二)　建築工事費予定額 | (十二)　工事費予定額 |
| 二　住宅着工統計調査 | 二　住宅着工統計調査 |
| (一)～(三)　（略） | (一)～(三)　（略） |
| (四)　新設又はその他の別 | (四)　工事別（新設、その他の別） |
| (五)　工事部分の構造（木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他の別） | (五)　住宅の構造（木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他の別） |
| (六)・(七)　（略） | (六)・(七)　（略） |
| (八)　住宅の建て方（一戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅の別） | (八)　建て方（一戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅の別） |
| (九)・(十)　（略） | (九)・(十)　（略） |
| (十一)　工事部分の床面積の合計 | (十一)　住宅の床面積の合計 |
| (十二)～(十四)　（略） | (十二)～(十四)　（略） |
| 三　（略） | 三　（略） |
| （滅失調査の調査事項） | （滅失調査の調査事項） |
| **第二十条**　滅失調査は、左に掲げる事項について行う。 | **第二十条**　滅失調査は、左に掲げる事項について行う。 |
| 一　建築物除却統計調査 | 一　建築物除却統計調査 |
| (一)～(六)　（略） | (一)～(六)　（略） |
| (七)　建築物の床面積の合計 | (七)　床面積の合計 |
| (八)・(九)　（略） | (八)・(九)　（略） |
| 二　（略） | 二　（略） |